

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 710 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字坂谷字竹ノ迫 825、826、829、840、  
字辻 841 の 1、843
- (2) 指定の目的 落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町津留字下舞鶴 970
- (2) 指定の目的 落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 711 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢 4979、4980 の 1、4981
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下巢 4979・4980 の 1・4981（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 712 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 15 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和 58 年 9 月 2 日農林水産省告示第 1574 号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに